和泉市人権教育 · 啓発推進計画

平成 29 年 12 月 和 泉 市

はじめに

現在、世界に類を見ない急速な少子高齢化に直面している日本国では、人工知能技術(AI)をはじめとした科学技術によって克服し、未来に向かって持続発展可能な国を目指しています。

AIは、急速な発展をし、その多大な便益を人類にもたらすことが期待されていますが、一方で、私たちの仕事や生活に、現在の常識を覆すような変化がもたらされ、価値観の多様化がさらに進めば、新たな人権問題を生み出す可能性もあります。

すでに、さまざまな人権侵害が、実社会だけでなく、インターネット上で容易に拡散し、複雑化・深刻化する点なども、現代社会の大きな課題となっています。

このように、社会情勢が大きく変わろうとも「人権」は、すべての人が生まれながらにもっている固有の権利であることから、すべての人が互いに尊重しあい、輝ける社会を構築しなければなりません。そのために、和泉市としては、一人ひとりが自分らしく生きるために必要な「人権」について、高い理念を持って、社会情勢に柔軟に対応しながらさまざまな取り組みに注力していきたいと考えています。

これまで、本市では、平成11年(1999年)に「人権教育のための国連和泉市 行動計画」を、平成19年(2007年)には「和泉市人権教育のための新計画」を 策定し、「人権」に関する総合的な推進を図ってきました。

この度、前計画から10年が経過し、これまで取り組んできた施策の評価と検証を行うとともに、国や府の動向、市民意識調査の結果を踏まえ、さらに人権施策を計画的に展開していくため、新たな計画を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、市民、事業者の皆様とともに、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指した市政を進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、ご尽力をいただきました、人権擁護審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見などをいただきました市民の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

目 次

第1	章 計画策定の背景と経緯	
1 2 3 4	国内の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 4 3
第2	章 計画の基本的な考え方	
1 2 3 4 5	計画策定の目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 1
第3	章 重点的に取り組む人権施策の推進	
1 2 3	家庭・地域における人権教育・啓発の推進 ・・・・・・・・・ 13 学校等における人権教育・啓発の推進 ・・・・・・・・・・・・ 16 職場における人権教育・啓発の推進 ・・・・・・・・・・ 18	3
\cup		_

第4	章 課題別の取組の方向性	
1 2 3 4 5 6 7 8 9	同和問題(部落差別) 子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21 25 28 33 36 39 41 44 47
第5	章 推進体制	
1 2 3 4	関係団体との連携・推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51 51 51 51
参考	資料	
1 2 3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53 55 (i) 56
4 5 6	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)・・・・	61 63 65



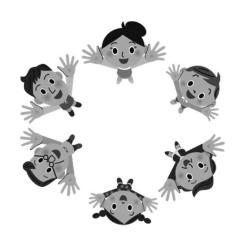
計画策定の背景と経緯

1 人権とは

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて 各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生 存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利 である」と述べられています。

つまり、人権とは、安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、仕事を自由に 選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらにし て持っている基本的で具体的な権利であり、着ること、食べること、住むことが満た されることや健康であること、生命や身体が守られること、自由に発言できることな ど、誰もが幸福に生きていく社会を実現するために必要なものです。



2 世界の動き

(1)人権に関する国際的な動き

昭和23年(1948年)、国連の第3回総会において、「世界人権宣言」を採択して以来、人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、平成6年(1994年)の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど世界的な規模で活動が展開されてきました。

「人権教育のための国連10年」は、平成16年(2004年)12月末で終了を迎えましたが、国連は、平成16年(2004年)12月の総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、第1段階として「初等・中等教育制度」に焦点を当てた取組、第2段階として「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置いた取組を経てきました。さらに、平成27年(2015年)から平成31年(2019年)までを第3段階として、最初の2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いた取組が進められています。

正のほか、国連では平成15年(2003年)から平成24年(2012年)までを「国連識字の10年」として取り組むほか、持続可能な共生社会を作っていくために、平成17年(2005年)から平成26年(2014年)までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」として、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、様々な課題に向きあい解決していく力を育むための取組を各地で進めることとしました。「世界中の人々や将来の世代までもが安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人々が互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取組として、「国際10年」や「国際年」といった取組、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。また、開発や安全保障と並んで人権を重要分野の一つとして取り上げており、平成18年(2006年)6月に、人権委員会を一つの委員会から理事会に格上げし、人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告や、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告など、人権に関する取組の充実を図っています。

さらに、平成20年(2008年) 12月には、「世界人権宣言」の60周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」を採択しました。平成23年(2011年) 12月の国連総会において、すべてのステークホルダー(利害関係者)による協同の取組を通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取組を強化すべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

人権に関する国際的な動向				
昭和23年(1948年)	「世界人権宣言」国連採択			
昭和40年(1965年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)国連採択			
昭和41年(1966年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」国連採択			
昭和41年(1900年)	「市民的及び政治的権利に関する国際規約」国連採択			
昭和54年(1979年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤 廃条約) 国連採択			
平成元年(1989年)	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)国連採択			
平成7年(1995年) ~16年(2004年)	「人権教育のための国連10年」			
平成16年(2004年)	「人権教育のための世界計画」国連採択 取組内容 ① 「初等・中等教育制度」に焦点を当てた取組 ② 「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、 公務員等の人権研修」に重点を置いた取組 ③ 2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリス トへの人権研修を促進することを重点に置いた取組			
平成20年(2008年)	「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現 に向けて取り組むことを再確認する宣言」採択			
平成22年(2010年)	「人権教育のための世界計画」第2段階に移行			
平成23年(2011年)	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択			
平成27年(2015年)	「人権教育のための世界計画」第3段階に移行			

3 国内の動き

(1) 人権に関する国の取組

日本国内においては、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

我が国の固有の人権問題である同和問題については、昭和40年(1965年)8月に出された国の同和対策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権に係る課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通して様々な人権問題の解決を目指す活動へと広げていきました。また、一方、女性や障がいのある人などの多様性(ダイバーシティ)に対する人権問題について、国際的な動きと連動して男女共同参画社会の実現やバリアフリー*に向けた取組などが行われてきました。

しかし、国内の人権に関する取組は十分とはいえず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、平成9年(1997年)7月に、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、人権教育の取組が進められてきました。

また、「人権擁護施策推進法」が平成9年(1997年)3月に施行され、同法による 人権擁護推進審議会からの答申が出されています。その後、人権教育・啓発のより一 層の推進を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12年 (2000年)12月に施行され、人権教育・啓発の理念、国・地方公共団体・国民の責 務を明らかにした基本計画の策定や年次報告等の内容が盛り込まれました。

この法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が、平成14年(2002年) 3月に策定され、この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心 に検討を行い、平成20年(2008年)3月までに3次にわたって「人権教育の指導方 法等の在り方について」が取りまとめられました。また、平成23年(2011年)4月 には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。

[※]バリアフリー・・高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が社会生活を営む上での障壁(バリア)を除去すること。「バリア」には、施設面などにおける「物理的なバリア」、心や意識の中にある「心理的なバリア」、「情報面におけるバリア」、社会のしくみなどの「制度的なバリア」の4つの領域があるとされており、こうした意味において、バリアフリーは、「ハード」(物理的な面)と「ソフト」(心理・情報・制度面)の両面から取り組むべき社会全体の問題といえる。

一方で、人権擁護及び救済については、人権擁護推進審議会から、平成13年(2001年)に「人権救済制度の在り方について」、「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出され、答申に基づき、平成14年(2002年)3月に「人権擁護法案」が国会に提出されましたが、数次の国会審議を経て、平成15年(2003年)10月で廃案となっています。

近年では、平成17年(2005年)4月「犯罪被害者等基本法」、平成18年(2006年)4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成21年(2009年)4月「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、平成24年(2012年)10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

また、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として平成23年(2011年)8月「障害者基本法」の改正や平成25年(2013年)6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策推進法)など、様々な人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

そのような中で、平成28年(2016年)6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動の解消のための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

平成28年(2016年)12月には「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と基本理念を掲げ、部落差別のない社会の実現をめざすことを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。



人権に関する国の動向				
平成9年(1997年)3月	「人権擁護施策推進法」施行			
7月	「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定			
平成12年(2000年)12月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行			
平成14年(2002年)3月	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定			
平成16年(2004年)7月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行			
平成17年(2005年) 4月	「犯罪被害者等基本法」施行			
平成18年(2006年) 4月	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律」施行			
平成20年(2008年)3月	「人権教育の指導方法等の在り方について」取りまとめ			
平成21年(2009年) 4月	「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備 等に関する法律」施行			
4 月	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行			
平成23年(2011年) 4月	「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項を基本計画に 追加			
平成24年(2012年)10月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律」(障害者虐待防止法)施行			
平成25年(2013年)9月	「いじめ防止対策推進法」施行			
平成26年(2014年) 1 月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策 推進法)施行			
平成28年(2016年) 4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者 差別解消推進法)施行			
6月	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取 組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消推進法)施行			
12月	「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)施行			

(2) 人権に関する大阪府の取組 |

大阪府では、国連や国の動向を踏まえ、平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」(平成13年(2001年)3月に「後期行動計画」に改訂)を全国に先駆けて策定し、「あらゆる人々が、あらゆる機会・場において実施される人権教育を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身に付け、日常生活において実践し、人権という普遍的文化の創造をめざす」ことを基本理念に、人権教育の取組を進めてきました。

中でも、平成10年(1998年)に、人権尊重の社会づくりに関する府の施策を明らかにするとともに、人権施策の推進の基本となる事項を定める等、今後の府政推進の基本となるものとして、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成13年(2001年)3月には、この条例に基づき、府政推進の基本理念を定め、人権施策の概念、内容等を明確にした「大阪府人権施策推進基本方針」を定めました。

そして平成13年(2001年)3月に改訂した「人権教育のための国連10年大阪府 (後期)行動計画」の成果と課題を継承しつつ、基本方針が示した基本方向に沿った 「人権意識の高揚を図るための施策」を着実に推進するため、その具体的な推進計画 として、平成17年(2005年)3月に「大阪府人権教育推進計画」を策定し、総合的 な推進を図ってきました。

「大阪府人権教育推進計画」の計画期間が終了を迎えることから、「人権意識の高揚を図るための施策」の総合的な推進を図るため、これを改定し、平成27(2015)年度以降の推進計画としています。

4 和泉市の動き

和泉市においては、国連や国の動きなどを受けて平成11年(1999年)に「人権教育のための国連和泉市行動計画」を策定し、人権に関する様々な課題の解消だけでなく、豊かな人権文化を築くための人権教育という考え方の普及に努め、さまざまな課題を含む包括的な人権教育を推進してきました。平成16年(2004年)にその目標年次が終了したため、平成18年(2006年)に「人権問題に関する市民アンケート調査」を実施し、その結果を踏まえて平成19年(2007年)11月「和泉市人権教育のための新計画」(平成28年まで)を策定し、今まで一定の成果をあげてきた講義型の学習だけでなく、参加体験型も含めた多様な形の学習の場の提供や、市民講師派遣、互いに支えあいエンパワーメントを高めるための事業の充実などで総合的な人権教育の推進を図ってきました。

平成28年度で「和泉市人権教育のための新計画」の計画期間が終了しましたが、これまでの成果を踏まえたうえで、「被差別当事者」に焦点をあてた人権教育から、「あらゆる場所で」「すべての人の人権」を視野に入れた普遍的な人権意識の高揚を図るための人権教育に発展・定着させるべく、今後も引き続いて人権教育・啓発を計画的に推進していく必要があります。そのために今後10年間を見据えた指針となる計画の策定について市が「人権擁護審議会」に諮問し(平成28年7月)、「人権問題に関する市民アンケート調査」(平成28年8月実施)の結果をふまえた答申を受け(平成29年9月)、パブリックコメントで市民にも意見をきいた上で、和泉市人権擁護施策推進本部で審議し、「和泉市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。





計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の規定に基づき策定するものであり、「第5次和泉市総合計画」の重点施策「多様性を認め合う人権尊重のまちづくり」の施策の方針で「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、人権に対する理解を深めるための取り組みを一層推進します」とあり、それを実現するための計画です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを広報その他の啓発活動」と定義しています。市の責務として、本計画に基づき、人権教育及び人権啓発の推進に関する必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとします。



計画の基本理念

「和泉市人権行政基本方針」の基本理念である「一人ひとりがかけがえのない平等 な存在として、人間の尊厳が尊重され、共生していく差別のない社会」を実現してい くためには、誰もが個性や能力を発揮でき、自己実現をはかることが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、人権を大切にする豊かな感性を身につけ、思い やりにあふれた高い人権意識を持って行動していくことが大切です。

本市では、こうしたことを踏まえ、本計画では、「一人ひとりがかけがえのない存在 として尊重され、多様性を認め合う人権尊重のまちづくり」を基本理念に掲げ施策を 推進します。

[基本理念]

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、 多様性を認め合う人権尊重のまちづくり

計画の実施期間

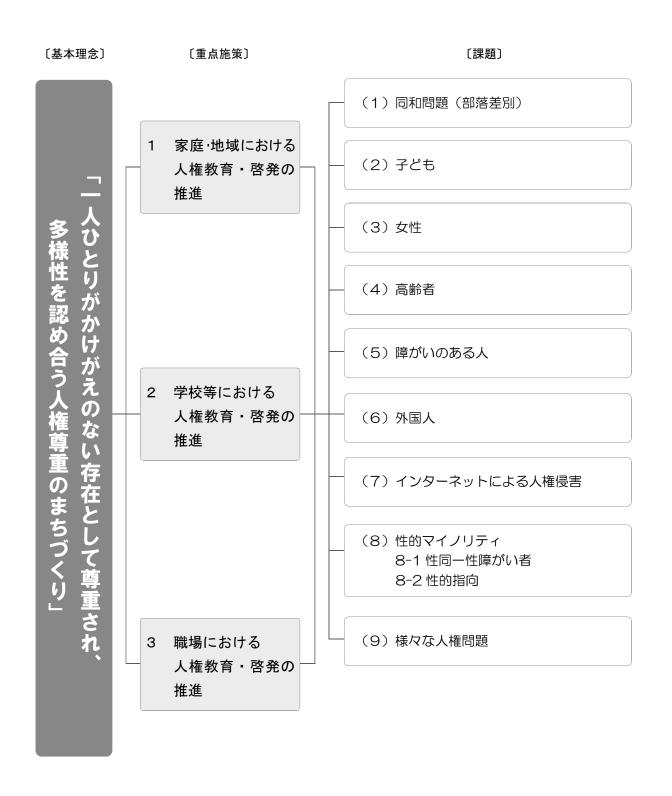
本計画の目標年次は、2026年(平成38年)度とします。ただし、「第5次和泉市 総合計画」が2025年(平成37年)度で終了することから、次期総合計画の方向性や 社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

平 成 21 平 成 27 平 成 31 平 成 32 平成20年度 平 成 22 平 成 24 平 成 33 平成34年度 平 成 35 平 成 36 平 成 38 平成19年度 平成26年度 平成37年度 -成 23 成 25 成 成 成 28 29 30 年度 和泉市人権教育のための新計画 和泉市人権教育 · 啓発推進計画

図 計画期間

4 計画の体系

本計画は、基本理念「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、多様性を 認め合う人権尊重のまちづくり」のもとに、「重点的に取り組む人権施策の推進」と、 9項目の課題への取組を展開します。



5 計画の指標

本計画では、家庭・地域、学校等、職場において、市民と和泉市が協働して取り組む際の目標を共有するとともに、取組の成果を評価する際の参考とするため、協働の指標と目標値を設定しています。

なお、指標については、第5次和泉市総合計画と整合性を図るものとしますが、総合計画の目標値が平成37年度に設定されていることから、本計画の目標年次に合わせ 1年間延長し、平成38年度までとします。

評価指標	現状値 H28(2016)年度	目標値 H38(2026)年度		
市民が人権文化豊かなまちに暮らしている				
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる 市民の割合(市民アンケート調査に基づく)	32.8%	43%		

第5次和泉市総合計画の目標値と連動しています





重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で、社会の基礎的単位である家庭や、最も 身近な社会集団である地域は、重要な役割を持っています。同時に、子どもの虐待や DV、介護や障がいのある人の支援不足など、家庭問題の中には様々な人権侵害が含 まれています。また、住まいの選定や就職・結婚などにおいても、様々な差別や偏見 が根強く残っています。

生活の基点である家庭や地域の中にあって、一人ひとりの人権が守られることは、 人権を尊重するまちづくりの基礎といえます。

和泉市人権問題に関する市民アンケート調査によると、最近5年間に人権上問題と思われる言動を身近で見聞きしたことがあるか(P.14 図1)について「ある」の割合が26.7%、「ない」の割合が68.4%となっており、大阪府調査と比べると、「ある」の割合が16.6ポイント低くなっています。

それはどのような人権問題であったか(P.14 図2)については、「セクハラ・パワハラ」(14.1%)が最も高く、次いで「子ども」(11.2%)、「女性」(10.4%)となっています。

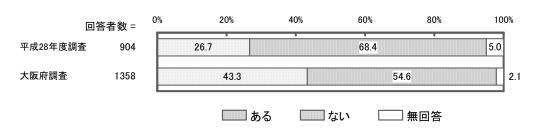
これらから、人権上の問題に遭遇している人は4人に1人となっており、特に「女性」や「子ども」に関する人権問題が起きていることがわかります。

こうした現状から、今後も、啓発イベントや勉強会などの充実とともに、情報の周知の徹底を図り、家庭と地域における人権意識の更なる向上と、立場の弱い人を地域で受け入れ、支えあえる地域づくりを推進していくことが必要です。

また、子どもの意見や主体性を尊重する意識を高めるとともに、虐待などの子どもの人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制整備を進めていくことが必要です。

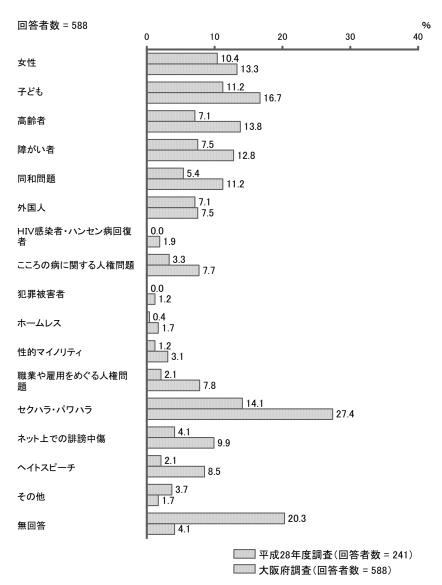
【調査結果】

図1:最近5年間に人権上問題と思われる言動を身近で見聞きしたことがあるか



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

図2:見聞きしたことが「ある」と回答した人の人権問題の種類(複数回答)



資料: 和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年) 人権問題に関する府民意識調査(平成27年大阪府調査)

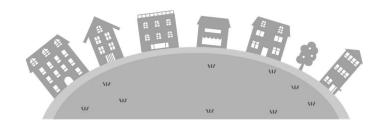
【取組の方向性】

(1) 家庭における人権教育・啓発の推進

・家族がふれあい、豊かな心を育む温かい家庭をつくる家庭教育の充実を図るため、様々な場面において、保護者や地域住民を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深めるための支援・啓発を推進します。

(2) 地域における人権尊重の環境づくり

- 子どもと保護者や高齢者、障がいのある人やその家族が地域で孤立しないように、関係機関と連携しながら、身近な人に気軽に相談できるよう支援に努めます。
- 市民が人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、思いやりのある人権感覚を身につけることができるよう、市民の多様なニーズに応じた学習内容と学習機会の充実を図り、人権教育・啓発の指導者の育成とともに、家庭、地域、学校、事業所などと連携して人権尊重の環境づくりを推進します。



2 学校等における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

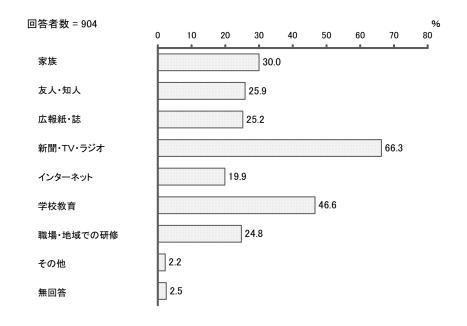
人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担う幼稚園・保育所、学校などにおける教育(保育)は大変重要です。また、学校等における体罰やいじめなど、権利の主体である子どもに対する重大な人権侵害が課題となっています。

和泉市人権問題に関する市民アンケート調査によると、人権問題についての情報や知識を主にどこで(何で)知ったか(P.16 図3)について「学校教育」の割合が46.6%、となっており、その内訳(P.17 図4)をみると「中学校」が54.2%と最も高く、次いで「小学校」が52.3%となっています。

今後も、人権研修の充実等を通じて、教職員の人権意識の高揚を図りながら、幼稚園・保育所、学校などでの人権教育(保育)を充実していくことが必要です。人権教育(保育)に当たっては、社会の情勢を踏まえながら正しい知識を伝えていくとともに、学校での取組を充実し、社会全体の啓発につなげる取組を推進していくことが必要です。また、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制を充実整備するとともに、人権侵害をしない、させない意識を高める指導の充実が必要です。

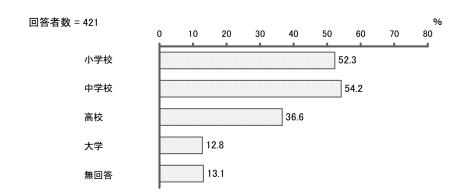
【調査結果】

図3: 人権問題についての情報や知識を主にどこで(何で)知ったか(複数回答)



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

図4: 人権問題を主に「学校教育」で知ったと回答した人の内訳(複数回答)



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

【取組の方向性】

(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実

・生命の尊さや価値を知り、他人への思いやりや人権を尊重できる心豊かな子どもたちを育てるため、また、学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげられるよう、すべての子どもの自己実現を目指す人権教育を推進します。

(2) 保育士、教職員の資質向上を図る研修の充実

・学校等における人権教育・啓発を推進する保育士、教職員が人権について理解 と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけることが不可欠であり、専門的な知 識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上のための職員研修や人権に関す る学習機会の充実を図ります。

(3) 家庭・地域との連携強化

・学校等における人権教育・啓発を効果的に推進するため、家庭・地域との情報を交換し、人権教育・啓発活動に一体となって取り組めるよう、連携の強化を図ります。

3 職場における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。また、企業等の事業所は、その事業活動を通じて家庭や地域と深い関わりを持っており、事業活動や職場生活全般において、人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが大切です。

和泉市人権問題に関する市民アンケート調査によると、採用面接において人権上問題があると思うこと(P.19 図5)は、「家族の状況(職業、続柄、健康、地位、学歴、年収、資産など)」(59.2%)が最も高く、次いで「宗教」(52.9%)となっています。これは本市において特異なデータではなく、大阪府調査と比べても大きな違いは見られないものの、就職においては人権問題が影響していることが伺われます。

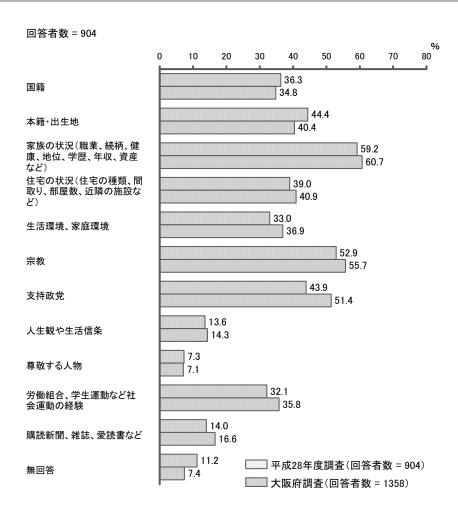
今後、職場において、人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、啓発活動や教育機会の充実など、人権意識を高めていくことが必要です。また、性別や出自などによらない、雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、様々な事情を持つ人が働き続けられる体制を整えていくことが重要です。





【調査結果】

図5:採用面接における質問で、人権上問題があると思うこと(複数回答)



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

【取組の方向性】

(1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実

・企業等においては、コンプライアンス(法令遵守)の取組を取り入れる動きが 広まってきており、公正な採用選考を通じた差別のない社会や男女共同参画社 会の実現、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、高齢者や若年層など就 労困難層の雇用、個人情報やプライバシーの保護や環境保護など、人権問題解 決の社会的役割と責任を果たすため、企業等の主体的な人権教育・啓発を支援 します。

(2) 雇用の機会均等の確保

・公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境を整備するよう、労働に関する法令の遵守はもとより、性別による賃金や昇進・昇格などの格差解消を目指し、個人の能力を発揮できる雇用環境の整備を求めます。

(3) 働きやすい職場づくり

・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、性別等による不当な差別などのない働きやすい職場環境づくりの対策の検討が進むよう、啓発に努めます。

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

・人権教育・啓発の推進に当たっては、一般行政職員や教育関係者、福祉関係者、 保健・医療関係者、消防関係者は、より高い人権意識を持って職務に従事する ことが求められます。特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する者に対し て、研修やパンフレット配布等による人権教育・啓発の充実に努めます。



課題別の取組の方向性

1 同和問題(部落差別)

【現状と課題】

日本社会における歴史の過程の中で形成された部落差別は、いまだに解消されず社会問題として存在しています。言うまでもなく、同和問題(部落差別)は人類普遍の原理である人間の自由と平等を侵害する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。

この問題の解決にむけて、永年、精力的に取り組んでいますが、今もなお被差別部 落出身という理由で、住む場所や仕事(就職)、結婚など生活の様々な場面で差別を受 け、人権を侵害されている人たちがいます。

国では、地方公共団体が一体となって、同和問題(部落差別)の解消に向けて諸施策を講じてきており、同和問題(部落差別)は解決されたかに見えます。しかし、同和地区の所在地などを掲載した書籍の発行、販売、インターネット上の悪質な書き込みなど、同和地区やその住民に対する差別意識がなお根強く残っています。

和泉市人権問題に関する市民アンケート調査によると、同和問題や同和地区があることを初めて知ったきっかけ(P.23 図6-1)は、「学校の授業で教わった」(24.2%)が最も高く、次いで「父母や祖父母など家族から聞いた」(21.2%)となっているものの、両選択肢ともに、平成18年度調査に比べ低くなっています。また、初めて同和問題のことを知ったときの印象(P.23 図7)は、「そのような差別があることを初めて知り、驚いた」(61.2%)と最も高く、平成18年度調査に比べて高くなっています。これらから、同和問題に関して以前よりも家族内で話題になることが少なくなっていることがうかがわれ、教育現場における人権教育の重要性が更に高まっています。

市民一人ひとりが同和問題(部落差別)を正しく理解し、同和問題(部落差別)についての理解や認識を広めるための教育・啓発を推進していくことが求められます。

国が1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」で同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘したことから、本市もこの精神をふまえ、「特別措置法」に基づく同和対策事業を推進し、多くの人々の努力によって解決へ向けた取組を行いました。また、財政上の特別措置法の失効後においても、「和泉市人権擁護に関する条例」の趣旨や国連の動きをふまえた「人権教育のための国連10年和泉市行動計画」(平成11年)や「人権教育のための新計画」(平成19年)を策定し、人権教育・啓発を進めてきました。

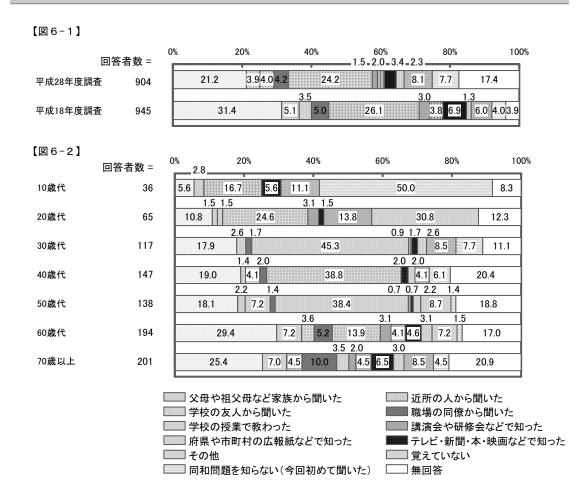
2016年(平成28年) 12月には「部落差別解消の推進に関する法律」が施行され、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と基本理念を掲げ、部落差別のない社会の実現をめざすことが決められました。

本市においても、この法律を十分に踏まえ、引き続き市民の正しい理解と認識を普及、徹底するべく、人権教育・啓発に取り組んでいきます。



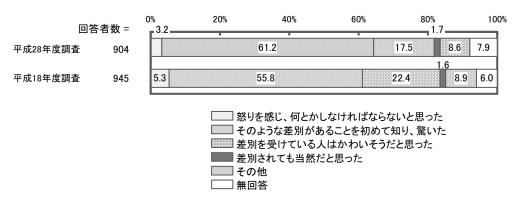
【調査結果】

図6:同和問題や同和地区があることを初めて知ったきっかけ



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

図7:初めて同和問題のことを知ったとき、特にどのような印象を持ったか。



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

【 取組の方向性 】

(1) 人権教育の推進

- ・学校教育では、引き続き和泉市人権教育基本方針に基づき、各学校が人権教育 全体計画を作成し、人権教育の充実を図ります。
- 教職員に対する人権教育研修の実施、充実を図ります。
- 社会教育では、同和問題(部落差別)をはじめとする人権問題に関する学習意 欲を喚起するとともに、社会教育施設等において実施する人権啓発の視点に関 わる事業の充実を図ります。

(2) 啓発の推進

- 同和問題(部落差別)についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を 解消するために、啓発活動や交流活動を進めます。
- ・広報・ホームページ等各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会等の開催、 啓発パンフレット等の配布など様々な手法により、効果的な啓発活動に努めます。
- ・地域をはじめ企業や公共性の高い組織などを対象に、人権に関する講演会・研修会等への参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

(3)「えせ同和行為」の排除

・官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為をし、結果的に同和問題(部落差別)の解決を妨げている「えせ同和行為*」に対する正しい認識の共有を図ります。また、適切な対応がなされるよう、広報・啓発パンフレット等を活用した具体的な啓発を図ります。

(4)相談・支援・救済体制の充実

・同和問題(部落差別)を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の 差別・中傷・落書きなど、悪質な事案が発生しています。こうした人権侵害事 案に対して迅速に対応できるよう、国の機関・府・市並びに関係機関・団体等 との相互の連携・協力を図り、相談・支援・救済体制の充実に努めます。

[※]えせ同和行為・・・「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指す。

2 子ども

【現状と課題】

現在、子どもを取り巻く社会全体の環境は、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン・携帯電話、携帯ゲーム機などの普及などにより、著しく変化しています。こうした中で、児童虐待、いじめなどの人権侵害や、不登校、ひきこもり、子どもの貧困などの子どもの人権や尊厳をめぐる問題が深刻化しています。さらに、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの周囲の環境はますます悪化しています。

また、経済状況や企業経営にかかわる環境と条件が依然として厳しい中、子育て家庭にかかる経済的負担が増大しているといえます。平成28年の国民生活基礎調査では「子どもの貧困率」(平成27年時点)は13.9%、つまり約7人に1人が貧困状態と言われています。

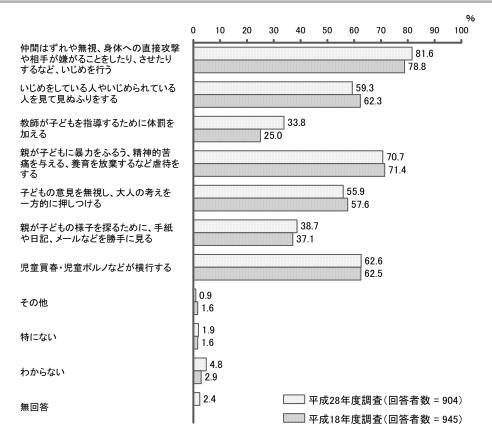
和泉市人権問題に関する市民アンケート調査によると、「子どもに関する事柄で問題があると思うこと」(P.26 図8)は、「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめを行う」(81.6%)が最も高くなっており、平成18年度調査と比べると大きな変化は見られないものの、「教師が子どもを指導するために体罰を与える」(33.8%)が8.8ポイント増加しており、あいつぐ体罰事案の報道もあり、関心が高くなってきていると考えられます。

このような状況の中、子どもの人権を大切にし、その意見や気持ちを尊重しながら、 子どもたちの成長過程で生じる様々な問題の解決に向けた相談・支援体制の充実が重要と考えています。

子どもは権利の主体であり、大人と共に社会を構成するパートナーです。大人と同様に人権を有する存在として、最大限に尊重されなければなりません。平成27年3月に策定した「和泉市こども・子育て応援プラン」に基づき、子どもの心身の健やかな成長を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した支援が必要です。その中では、子どもの人権を守るため、家庭、地域、学校などと連携を深め、一体となった取組が必要と考えています。

【調査結果】

図8:子どもに関する事柄で、人権尊重の観点から見て問題があると思うこと(複数回答)



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

【取組の方向性】

(1) 子どもの人権を尊重する意識啓発

• 児童福祉法第 1 条では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、 かつ育成されるよう努めなければならない。すべての児童は、等しくその生活 を保障され、愛護されなければならない。」とあります。様々な機会を捉えて、 子どもの人権を尊重する意識を広めます。

(2) 児童虐待防止への取組

- ・市民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図ります。また、虐待の早期発見のための協力を働きかけ、家庭児童相談の充実・強化を図ります。
- ・児童虐待の早期発見、早期対応、適切な援助及び発生防止のため、学校・地域・ 関係機関・団体等との連携を強化し、要保護児童とその家族への保護・支援・ 相談などの対策を充実するよう努めます。

(3) いじめや不登校などへの対応

- ・いじめや不登校傾向を示す児童・生徒の早期発見・早期解決に向けて適切な対処ができるよう巡回相談やスクールカウンセラー等による校内教育相談機能の充実を図ります。同時に、家庭・学校・各種相談窓口・専門機関の相互の連携体制強化に努めます。
- ・児童・生徒の実態に応じ適切な指導・援助ができるように、教職員・相談員の 資質向上をめざした研修の充実を図ります。

(4) 家庭や地域社会での青少年健全育成

- ・子育て中の親と子どもたちが集まり、交流や育児相談ができる場や安全な遊び場の整備を進めます。また、地域・家庭・学校が一体となって、青少年の健全育成をめざした働きかけなどを推進します。
- ・青少年の健全な成長を阻害するおそれのある書籍、雑誌、映像ソフト、インターネット上の有害情報等が氾濫する社会環境から青少年を保護するとともに、社会環境の浄化に努めます。

(5) 家庭教育の充実

・親としてのあり方や家庭の役割などについて、『食育』、『SNS との付き合い方』、 『お子さんが通う学校の先生のお話』、『おこづかい教育』、『子どもの心と体の 変化』、『子育て論』などをテーマにした家庭教育学級を通じ、親子で学び、家 庭における教育のあり方について教育と啓発を行っていきます。

3 女性

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政 治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う べき社会」のことです。2016年(平成28年)4月には、「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が10年間の時限立法として施行され、 女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業 選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業)に義務付けられま した。(なお、労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務)

和泉市人権問題に関する市民アンケート調査によると、男女共同参画に関する事柄 (P.30 図9-1) について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた "そう思う"の割合が『(1) 育児や家事、介護は、男性も女性も行うほうがよい』で最も高く、次いで『(2) 男性は大学まで、女性は短大(高校)まででよいという考え方はおかしい』、『(3) 同期・同年齢で就職し、能力が同じの男女間に、賃金や昇格、仕事内容に差があるのはおかしい』となっています。また、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた"そう思わない"の割合が『(6) 選択的夫婦別姓が認められるほうがよい』で最も高く、次いで『(5)女人禁制の場所があるのはおかしい』、『(7) 不況のとき、男性の採用が優先されて女性の就職が難しくなるのはおかしい』となっています。

平成18年度調査(P.30 図9-2)と比較すると、(4)制度や慣行で男女間に差があるのはおかしい、(7)不況のとき、男性の採用が優先されて女性の就職が難しくなるのはおかしいで"そう思う"の割合が増加しています。引き続き、あらゆる分野における男女共同参画の促進が必要です。

また、男女間の暴力に関しては、2014年(平成26年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が改正、2017年(平成29年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)が改正されました。 DV (ドメスティック・バイオレンス) **やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいと言われています。その女性に対する暴力の背景には経済力の格差、男女の不平等な関係、固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会構造的な問題があります。

平成27年3月に策定した「『第3期和泉市男女共同参画行動計画』及び『和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画』」に基づき、あらゆる暴力を根絶するため、これらの背景にある、これまでの女性に対する見方、考え方を意識レベルから改めるような広報、啓発や研修が必要です。

また、家庭はもとより社会全般において性別による差別を解消し、男女がともに心 豊かに生き生きと生活し、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれた まちづくりを進めていくことが必要です。



※DV(ドメスティック・バイオレンス)・・・夫やパートナー等、親密な人間関係の中でおこる暴力のことを言い、身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・社会的・性的暴力などを含む。

【調査結果】

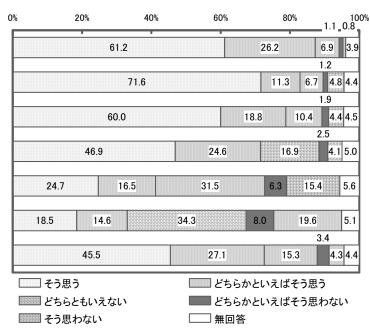
図9:男女共同参画に関する事柄で、あなたは、次のような意見をどのように思いますか。

【図 9-1 平成 28 年度】

(1)育児や家事、介護は、男性も 女性も行うほうがよい

N = 904

- (2)男性は大学まで、女性は短大 (高校)まででよいという 考え方はおかしい
- (3)同期・同年齢で就職し、能力が 同じの男女間に、賃金や昇格、 仕事内容に差があるのはおかしい
- (4)制度や慣行で男女間に 差があるのはおかしい
- (5)女人禁制の場所があるのは おかしい
- (6)選択的夫婦別姓が認められる ほうがよい
- (7)不況のとき、男性の採用が 優先されて女性の就職が 難しくなるのはおかしい



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

【図9-2 平成18年度】

N = 945

ア. 育児や家事、介護は、男性 も女性も行うほうがよい

イ. 男性は大学まで、女性は短 大(高校)まででよいという考え 方はおかしい

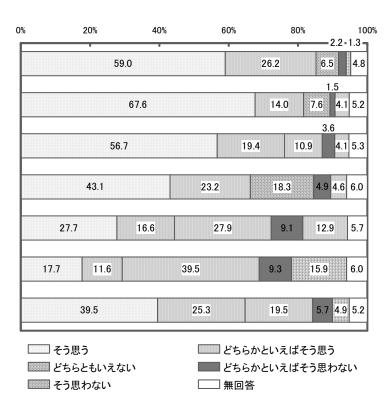
ウ. 同期・同年齢で就職し、能力が同じの男女間に、賃金や昇格、仕事内容に差があるのはおかしい

エ. 制度や慣行で男女間に差があるのはおかしい

オ. 女人禁制の場所があるのはおかしい

カ. 選択的夫婦別姓が認められ るほうがよい

キ. 不況のとき、男性の採用が 優先されて女性の就職が難しく なるのはおかしい



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成18年)

【取組の方向性】

(1) 男女がともに働きやすい環境の整備

- ・性別に関わらず、一人ひとりの自立した活動への支援を行い、固定的な性別役割分担がある分野への男女双方の参画や女性の管理職への登用などの啓発をします。また、女性のエンパワーメント*の拡大を進めます。
- ・労働条件等に関する間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な扱い (マタニティ・ハラスメント*)の禁止など、均等な扱いについて企業・職場等 への周知を徹底し、女性もその能力や技術を存分に活かすことができる職場環 境づくりを進めます。
- ・仕事をしながら自己啓発や健康維持、家庭責任、地域活動においては、一人ひとりがもっている知識や経験、能力を十分に発揮できるよう、地域で暮らす誰もが地域社会を担うことができるように、働き方の見直しや両立支援などを推進し、ワーク・ライフ・バランス*(仕事と生活の調和)の実現をめざします。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- ・男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりとして、だれもが一人ひとりの人格を尊重し、ジェンダー*に基づく偏見や制度・慣行を見直していくことや、学校、家庭、地域で男女平等を推進する教育・学習を進め、男女共同参画意識の醸成に努めます。
- ・家庭、職場、地域における固定的な性別役割分担意識を解消し、性別に捉われ ない生き方や、社会への参画の必要性を促せるような意識啓発を進めます。

[※]エンパワーメント・・・・自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと。

[※]マタニティ・ハラスメント・・妊娠・出産・育休等を理由とする、解雇・雇い止め・降格等の不利益な取扱いを行うこと。

[※]ワーク・ライフ・バランス・・職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのこと。だれもが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動等様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。

[※]ジェンダー・・・・・・人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。

(3) DVの防止と被害者支援

- ・配偶者等からの暴力の被害者に対する支援にあたっては、相談窓口の周知、また、関係各課と連携し、安心して相談できる体制の充実を図ります。
- ・被害者の保護・自立の支援に努めます。また、家族や友人、地域の人々を含む 市民一人ひとりが DV についての正しい理解を深め、DV を含むあらゆる暴力 を許さないという意識啓発を行います。

(4) ともに生きる社会環境の整備

- 子育て、介護は、男女がともに担うという意識を広めます。また、仕事と子育て、介護の両立を支援する体制の充実に努めます。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*(性と生殖に関する健康と権利)の考え方の普及を図ります。そのために、各種検診、予防対策の強化、メンタル面の相談充実などに努めます。



※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・すべての人が身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあり、安全で満ち 足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ、何人持つ かを決める事由があり、権利があること

4 高齢者

【現状と課題】

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化が急速に進展する中、高い就労意欲を有する高齢者が、培ってきた知識と経験を生かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることが重要となっています。そのため、団塊の世代をはじめ高齢者の能力を地域で生かす取組が求められています。

2006年(平成18年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

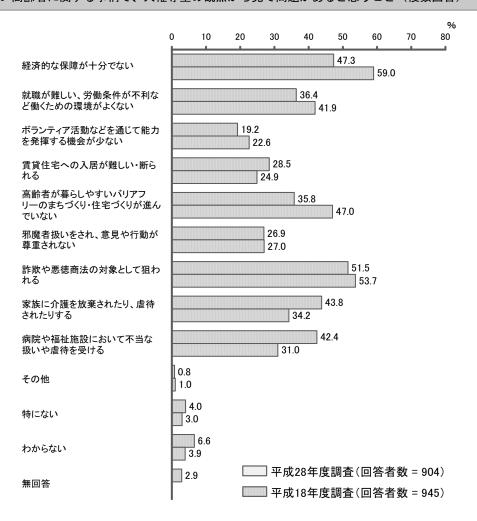
また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えていることに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

和泉市人権問題に関する市民アンケート調査において、高齢者に関する事柄で問題があると思うこと(P.34 図10)は、「詐欺や悪徳商法の対象として狙われる」(51.5%)が最も高くなっています。「経済的な保障が十分でない」(47.3%)や「高齢者が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり・住宅づくりが進んでいない」(35.8%)が平成18年度調査と比べると減少しているものの、一方で「家族に介護を放棄されたり、虐待されたりする」(43.8%)や「病院や福祉施設において不当な扱いや虐待を受ける」(42.4%)が増加しています。高齢者を取り巻くハード及びソフト支援策は一定の推進がされているものの、高齢者の人権を侵害する行為が問題となっていることがわかります。特に、高齢者介護に関する人権を問題と考える人が増える傾向にあります。

平成27年3月に策定した第6期の「和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者の人権が尊重されるためには、自らの経験と知識を生かし、社会の役に立つような生きがいを実感できることや、健康な生活づくり、さらには地域社会に積極的に貢献できる機会を増やしていくことなどが必要です。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用、高齢者虐待への対応、悪質商法や詐欺から高齢者を守るための支援など、高齢者の権利擁護を促進するとともに、地域の高齢者の見守り、住民相互の支え合いや声かけ、交流活動などの実施が求められています。

【調査結果】

図 10: 高齢者に関する事柄で、人権尊重の観点から見て問題があると思うこと(複数回答)



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

【取組の方向性】

(1) 自立・生きがいづくりへの支援

- ・高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識や経験を十分に発揮し、いきいきと生活できるよう、高齢者の自立と生きがいづくりへの支援に努めます。
- 生活の維持のためという経済的な面の補償、健康増進や生きがいを得ることができる機会を提供するため、高齢者の就労機会支援に取り組みます。
- 高齢者の趣味のクラブ活動を支援して、生きがいづくりを推進します。

(2) 高齢者への虐待などへの対応

- ・民生委員、自治会、地域包括支援センター等の地域福祉コミュニティを中心に 虐待を速やかに発見できる環境づくりに努めます。また、警察などの公共機関 と連携をとり、迅速な虐待事例への対応に努めます。
- ・ 警察、消費生活センターと連携を取りながら、出前講座などで悪質商法、振り 込め詐欺などに対する注意喚起や啓発を行います。

(3)権利擁護体制の充実

- 高齢者虐待や悪質な訪問販売等による被害から高齢者を守るため、成年後見制度の活用を支援します。
- ・成年後見制度の利用にかかる費用負担が難しい低所得者への支援ができるよう 見直しを図ります。さらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進 や普及啓発に努めます。

(4)福祉・介護サービスの充実

- 何らかの支援を必要とするひとり暮らし高齢者などに対して、各種生活支援サービスを提供します。また、認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護に努めます。
- 介護が必要になった高齢者に対しては、自らが選択して適切なサービスが利用できるよう、利用者の視点に立った質の高い介護サービスを提供できる基盤を計画的に推進します。
- ・地域包括支援センター等による高齢者の総合的な相談事業を推進します。

5 障がいのある人

障がいのある・なしにかかわらず、すべての人が住み良い社会をつくっていくことは、人権の視点からも重要です。中でも障がいについて正しく理解し、受け止め認めることと、障がいのある人自身の自立や社会参加のための支援は重要です。

すべての人が互いに助け合い、平等に生活し、活動できる「共生社会」をめざすインクルージョンの理念はわが国においても徐々に普及してきています。また、障がいのある人が生活するうえでの物理的・心理的障壁を取り除いていく「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン*」の概念も日常生活に浸透してきており、障がいのある人に対する理解は、深まりつつあります。

2006年(平成18年)に、国連総会で「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、わが国も2014年(平成26年)に締結しました。この条約は、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的としています。

さらに、2016年(平成28年)に、人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の 実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) が施行されました。

和泉市人権問題に関する市民アンケート調査によると、障がいのある人に関する事柄で問題があると思うこと(P.37 図11)は、「就職が難しい、労働条件が不利など働くための環境がよくない」(57.3%)と最も高くなっています。「経済的な保障が十分でない」(39.0%)が平成18年度調査と比べると減少しているものの、一方で「家族に介護を放棄されたり、虐待されたりする」(37.9%)や「病院や福祉施設において不当な扱いや虐待を受ける」(36.6%)が増加しています。障がいのある人の就労への対策が大きな課題としてある中で、高齢者同様に、障がいのある人の人権を侵害する行為が問題となっていることがわかります。

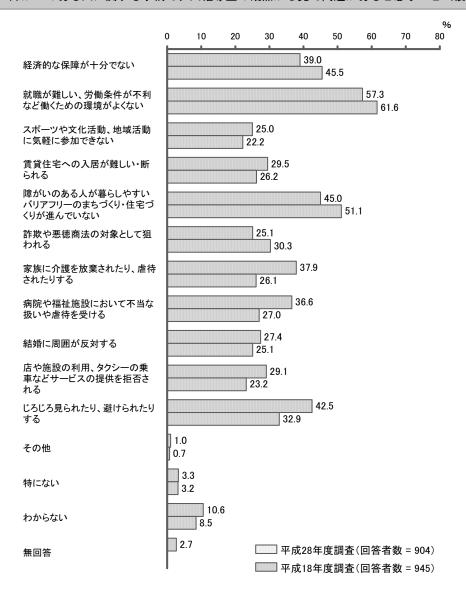
こうした中で、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、行政の制度に加えて、地域住民や当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア、自治会などが協力して行う地域の支え合いが必要です。平成28年3月に策定した「第3次和泉市障がい者計画」に基づき、すべてのライフステージ*における理解、交流、支援、社会参加などの施策の充実が重要です。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、障がいのある人についての正しい理解と認識を深める必要があります。

[※]ユニバーサルデザイン・・・障がい、年齢、性別、国籍の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

[※]ライフステージ・・・・・・人生の各段階(一生を乳幼児期・児童期・思春期・青年期・壮年期・老年期などに区切った「年代」)のこと。生涯を見通した上で、主体的に自分にあったライフスタイル(生活様式)を確立することが大切。

【調査結果】

図 11: 障がいのある人に関する事柄で、人権尊重の観点から見て問題があると思うこと(複数回答)



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

【 取組の方向性 】

(1)理解と交流の促進

- ・市の広報紙やホームページなどに障がいについての理解や認識を深める情報を 掲載することで、障がいに関する周知啓発を図ります。
- ・地域における支え合いの体制づくりを推進し、各種研修などを通じ、マンパワーの育成とボランティア活動を推進します。
- ・幼少の頃から障がいのある人と触れ合う機会を設けることにより、児童生徒の 福祉の心を育てるとともに、障がいのある人に対する正しい理解について、児 童生徒を通じて、家庭や地域への浸透を促進します。

(2) 雇用・就労の支援

- ・ハローワークをはじめとする関係機関と連携しながら、企業側に積極的に働きかけ、障がいのある人の雇用への理解促進を図ります。さらに個々の状況に合わせた就労定着のための支援を行います。
- ・一般就労が困難な人に対しては、就労継続支援事業などの福祉的就労の利用促進を図ります。

(3) 社会参加の促進

- すべての障がいのある人がその特性と興味に応じて参加できるように、障がい 者スポーツ教室などの開催や参加の促進を図ります。
- ・障がいのある人の社会参加のために必要となる移動手段の確保も重要であり、 障がいのある人のニーズに合わせた外出支援サービスの提供を行います。

(4)福祉サービスの充実

- ・障がいのある人が、自分の住む地域において、地域(社会)の一員として共に 生活が送れるよう、また自らの意思で生活の選択ができるよう、各種サービス の充実に努めます。
- ・障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、サービス利用に関する相談や ピアカウンセリング手法による生活相談等の充実を図ります。

6 外国人

【 現状と課題 】

日本で生活している外国人は平成28年末で196カ国約238万人、大阪府では162 カ国約22万人です。

和泉市においては平成29年7月末現在56カ国2,161人で、多い順に韓国・朝鮮籍1,006人、中国籍446人、ベトナム籍197人、フィリピン籍112人となっています。全体としては増加傾向ですが、韓国・朝鮮籍が減少傾向となっています。また中国・ベトナム籍などが増加傾向にあり、就業者や留学生の増加によるものと考えられます。

外国人を取り巻く人権問題については、オールドカマーといわれる在日韓国・朝鮮人に対する社会保障の問題が中心でしたが、1980年代以降は、労働力不足を背景に多くの外国人が日本の労働市場に流入し、ニューカマーと呼ばれる南米系日系人などを中心に、生活面での課題が多様化してきました。

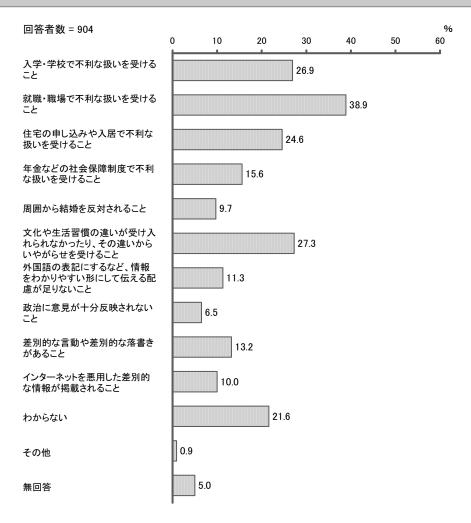
外国人に対しては、言語、宗教、習慣などの違いから就労差別やアパート・マンションへの入居拒否などの差別行為が大きな問題となっています。また言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していく上で、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。そんな中、2016年(平成28年)には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

和泉市人権問題に関する市民アンケート調査によると、日本に居住している外国人について、人権上問題があること(P.40 図12)は「就職・職場で不利な扱いを受けること」(38.9%)が突出して最も高くなっており、年齢別にみても、70歳以上を除き、高くなっています。また、10歳代で「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」(47.2%)の割合が、30歳代で「入学・学校で不利な扱いを受けること」(38.5%)の割合が高くなっています。

和泉市では、「和泉市国際化推進指針」(平成13年策定)にもとづいて多文化共生のまちづくりを推進し、教育委員会では「在日外国人教育に関する指導の指針」を定め豊かな国際感覚を備えた人材の育成などに取り組んできました。今後も国際化がさらに進んでいく中で、在住外国人に対して生活に必要な情報の多言語提供の充実を図るとともに、市民に対しても、学習や交流を通じて異なる文化・習慣・価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育むための啓発・教育を進めていきます。

【調査結果】

図 12:日本に居住している外国人に関することで、人権上特に問題があると思うこと(複数回答)



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

【取組の方向性】

(1) 外国籍市民が暮らしやすい環境づくりの推進

- ・住宅や就労、保健、福祉、防災など様々な生活情報の提供や相談に努め、外国 籍市民が安心して快適な生活が送れるよう、様々な支援の充実に努めます。
- ・文化、習慣や価値観の違いを真に理解し、尊重しあえるよう、市民や各種団体等を対象とした学習や交流を推進し、ヘイトスピーチなど特定の民族への排他的行為のない多文化共生のまちづくりのための啓発を行います。
- ・公的な場での諸表示や文書等の多言語表示、日本語学習支援、ボランティア育成などを推進します。

7 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一 方、ホームページの掲示板などへの、発信者の秘匿性を悪用した基本的人権を侵害す る書き込みは、差別を助長しています。

和泉市人権問題に関する市民アンケート調査によると、インターネット上で、差別的な表現や他人を誹謗中傷するなど、人権侵害と思われるような書き込みやホームページについて、見たことがあるか(P.42 図13)は、"見たことがある"との回答が21.9%となっており、その対応(P.42 図14)として、「そのようなページは無視する」(54.6%)や「自分とかかわりがなければ、特になにもしない」(34.3%)が大半を占めているものの、5人に1人の割合でインターネット上での人権問題にかかわっている現状がわかります。

また年齢別では、60歳代以上で「インターネットやスマートフォンでどういう人権問題がおきているかわからない」人の割合が多い一方、10代・20代では半数近くが「差別的な表現や他人への誹謗・中傷などの人権侵害と思われる書き込みやホームページを見たことがある」と答えています。

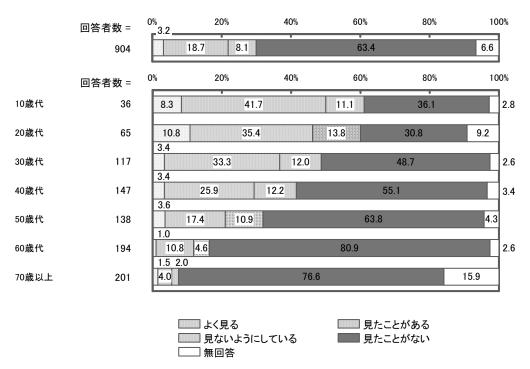
加害者にも被害者にもならないためには、学校や地域との連携を図り、世代別の二 ーズに応じた教育・啓発が必要であるといえます。

最近はより簡単にSNSなどで、誰もが発信者となることが可能となっています。市 民に対し、良識ある情報発信者としてのマナーやモラルを守るなどの啓発活動が今後 ますます重要となってきます。



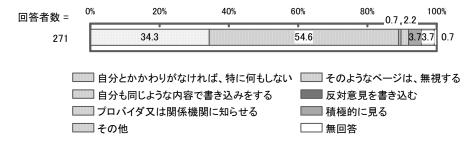
【調査結果】

図 13: インターネット上で、人権侵害と思われるような書き込みやホームページについてみたことがあるか



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

図 14: 人権侵害と思われるような書き込みやホームページについてみたとき、どのようにするか



資料:和泉市人権問題に関する市民アンケート調査(平成28年)

【取組の方向性】

(1) 啓発の推進

- 個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解を広めていくための啓発 を推進します。
- 情報の発信者としてのマナーやモラルを正しく身に付けた市民となるよう、教育・啓発に取り組みます。

(2)関係機関との連携

- ・インターネット上での人権侵犯や個人情報の流出などプライバシーに関わる問題に対して、地方法務局などの関係機関と連携をとりながら、的確な対応に努めます。
- ・インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発、人権を侵害する おそれのある書き込みや、ネット上のいじめへの対応を、関係機関との連携を 図り実施します。





8 性的マイノリティ

8-1 性同一性障がい者

【現状と課題】

性同一性障がい*とは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態の人のことをいいます。からだの性とこころの性の違いに悩みながら周囲の心ない好奇の目にさらされたり、社会生活の中で周りの人に差別を受ける現状があります。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)が2004年(平成16年)7月に施行されたことにより、性同一性障がい者で、一定の条件を満たすものについては、性別取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

性同一性障がい者に対しての差別や偏見を解消するため、性同一性障がいに対する 正しい認識を深めるための啓発活動の推進を図る必要があります。

【取組の方向性】

(1) 啓発の推進

・性同一性障がい者が直面している問題を正しく理解し、差別、誤解、偏見を解 消していくための啓発活動を推進します。

[※]性同一性障がい・・・・・・身体的な性と性自覚が一致せず、性の同一性を欠いた人で、戸籍上の性別と社会生活における性別が異なることなどから、精神的な苦痛を感じたり、周囲の偏見にさらされ、また、医療、雇用、教育など、生活していく上で職場や地域においてもさまざまな課題や悩みを抱えている。

平成 16(2004)年7月より「性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律」が施行され、 一定の条件を満たす性同一性障がい者が家庭裁判所の審判で許可を得れば戸籍上の性 別の変更が認められている。

8-2 性的指向

【現状と課題】

性的指向*とは、人の恋愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を示します。

同性愛者・両性愛者の人々は、少数であるがために、周囲の性的マイノリティ(性的少数者)*に対する知識や理解はまだまだ低く、偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどの壁に苦しむ人々がいます。

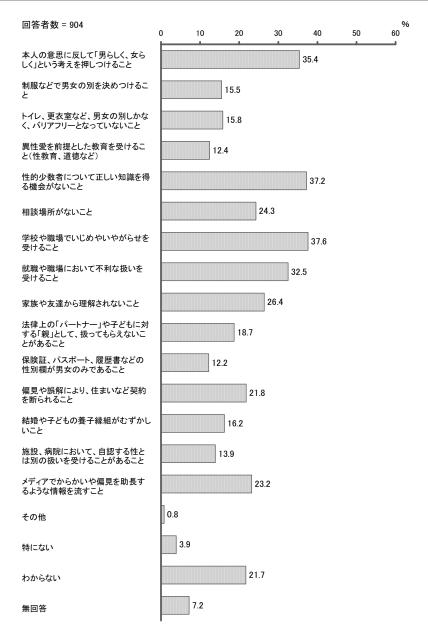
和泉市人権問題に関する市民アンケート調査によると、性的マイノリティ(少数者) の人々に関する人権のことで課題だと思うこと (P.46 図15) は「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」(37.6%) が最も高く、次いで「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」(37.2%)、「本人の意思に反して『男らしく、女らしく』という考えを押しつけること」(35.4%) となっており、学校や職場でのいじめが起きているという問題が浮き彫りになっている一方で、人権問題としての正しい理解がされていないという課題があります。

性的マイノリティに対する正しい認識を深めるための啓発活動の推進を図る必要があります。

[※]性的マイノリティ(性的少数者)・・・LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル(両性愛)、トランスジェンダー(心と体の性が一致しない人)や、自分を男女どちらとも思わない X ジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含む。

【調査結果】

図 15:性的マイノリティ(少数者)の人々に関する人権のことで課題だと思うこと(複数回答)



資料: 和泉市人権問題に関する市民アンケート調査 (平成28年)

【取組の方向性】

(1) 啓発の推進

- ・性的指向における少数者が直面している問題を正しく理解し、差別、誤解、偏見を解消していくための啓発活動を推進します。
- 性的指向のマイノリティ(性的少数者: LGBT等)に対するその人らしいあり 方を認めて、性的指向に対する正しい知識の普及 • 啓発に努めます。

9 様々な人権問題

日本国内には社会情勢により生じた様々な人権課題があり、国や大阪府が重要課題として解決に向けた取組を行っています。和泉市においても、国や大阪府の動きに合わせて、また、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、様々な課題に関する正しい知識の普及と理解を深められるよう、啓発を推進していきます。

9-1 アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ) など、独自の豊かな文化を持っています。しかし、その文化が十分に保存・伝承され ているとは言い難い状況です。

1997年(平成9年)、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく認識し、啓発していくことがうたわれました。

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見・差別の問題にも結びつくものであり、「人権教育・啓発に関する基本計画」においても必要性を指摘しています。

少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないよう、一人ひとりが理解を深めることが必要です。また、アイヌの人々の歴史、文化、 伝統及び現状について理解を深めるため、日本の国土の先住民という貴重な存在として一層その文化や伝統を重視し、啓発活動を推進する必要があります。

9-2 HIV感染者・ハンセン病患者等

「らい予防法の廃止に関する法律」(1996年(平成8年))の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)(2009年(平成21年))が施行されました。これを受けて、人々の偏見と差別を払拭し、ハンセン病患者(元患者)が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取組が進められています。ハンセン病やHIV*(エイズウイルス)をはじめとする感染症などについては、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が重要です。

患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、どの人も認められ、受け入れられて、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

[※]HIV・・HIVとは、ヒト免疫不全ウイルスのことであり、HIVへの感染によっておこる病気をエイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)という。ウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染がHIVの感染経路とされており、このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり感染症等が引き起こされます。

9-3 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合でも、周囲の人には、根強い偏見や差別意識があります。地域社会への受入れを拒否されたり、 就職に際しての差別や住居等の確保が困難であったりするなど、社会復帰をめざす人 たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むため、市民に対して、偏見や差別意識を解消する啓発活動を進めます。また、各種支援団体やボランティア等と行政とが連携して支援に取り組み、社会復帰しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

9-4 犯罪被害者等

人はみな命を大切にし、自由と幸福を追求する権利を有しており、憲法でも保障されています。しかし、ある人の不法な行為による犯罪事件が発生し、突然幸福に生きる権利を奪われてしまった犯罪被害者やその家族の人たちの存在があります。

近年、こうした犯罪被害者とその家族の人権が補償されない問題に対して関心の高まりがみられ、人権の視点から犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

犯罪被害者等は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、訴訟等に伴う負担や直接の被害のほかに、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などにより経済的に困窮することが少なくありません。また、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道から生じるプライバシー侵害や名誉毀損、周囲の無責任な会話、過剰な取材による平穏な生活の侵害など、二次的被害に遭う現状があります。

犯罪被害者とその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、被害者の人権の 尊重を基本とした、犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動を推進する必要があ ります。

9-5 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となっています。これらの多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は1991年(平成3年)以来、機会があるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。

2002年(平成14年)9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定してきた日本人の拉致を初めて認め、謝罪しました。同年10月に5名の拉致被害者が帰国しました。しかし、2010年(平成22年)までに17名の北朝鮮当局による拉致被害者を認定していますが、いまだ十分な情報は提供されておらず、安否不明のままの状態となっています。

拉致問題は国際社会における重大な人権侵害事件であるとの認識を持つことが重要です。

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日~12月16日)が設けられるなど、北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題についての啓発が進められています。この人権問題に対して、市民の関心と認識を深める必要があります。

9-6 ホームレス

失業や家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。また、野宿生活者と地域社会とのあつれきが生じるなどホームレス問題は大きな社会問題となっており、ホームレスの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。

ホームレスへの偏見や差別の解消に向け、近隣住民の人権にも配慮しながら、地域の理解や協力を深めていきます。

また、ホームレスの人たちが、地域で自立して生活することができることをめざす ため、相談などの支援や救済活動を推進していく必要があります。

9-7 人身取引(トラフィッキング)

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

国では、2004年(平成16年)12月、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の 保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が策定され、その後2009年(平成21年)12月に「人身取引対策行動計画2009」が策定されています。

人身取引についての関心を高め、人身取引が重大な人権侵害であるという認識を深めるとともに、日本が人身取引の目的地とされていることについて、市民への正しい情報の啓発が必要です。

9-8 東日本大震災に起因する人権問題

2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故の影響により、福島県からの避難者の受入が拒否されたり、風評被害を受けたり、避難先の小学校でいじめられるなどの人権侵害が問題となっています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心をもち、問題を解決していくとともに、新 たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。





推進体制

1 あらゆる場所での人権啓発

市民一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、 新たな人権問題の発生を防止するため、家庭、地域、学校、企業・事業所などあらゆ る場において啓発活動の推進に努めます。

2 関係団体との連携・推進体制

人権教育や人権啓発をはじめ人権侵害の防止、人権擁護等が広範かつ効果的に展開されるよう、人権啓発推進協議会をはじめ地域の各種団体やNPO、当事者団体、企業、市民の学習グループ等との連携、協力を推進します。

また、さまざまな人権課題に対応し、人権教育や人権啓発、人権相談等を適切かつ 効果的に行うため、国や府、近隣自治体の関係機関との連携を図ります。

3 庁内の推進体制

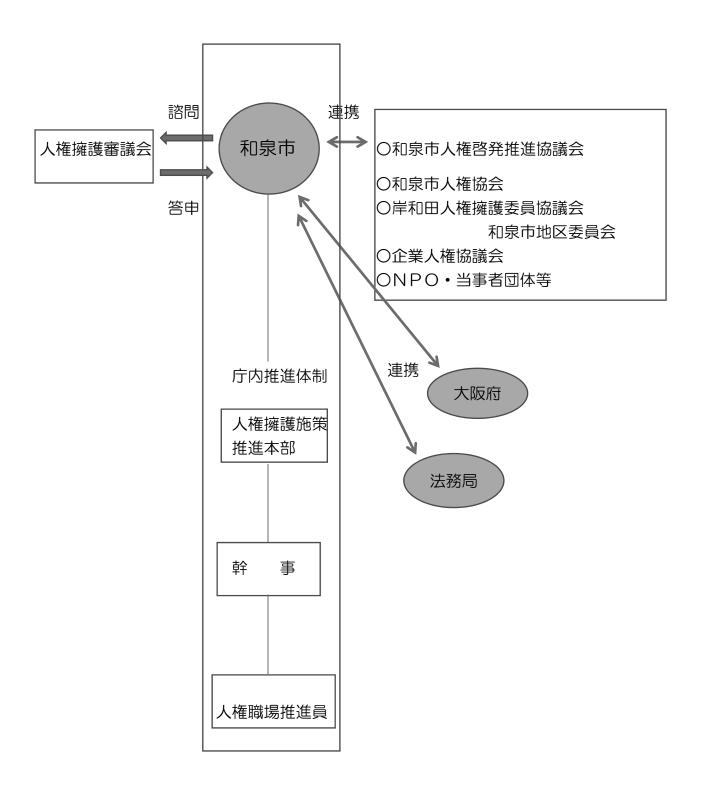
市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「和泉市人権擁護推進本部」を中心に、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に取り組むための連携・強化を図ります。なお、市の業務において、人権の理解やきめ細かい対応ができるよう、研修等を通じ、人材育成ならびに資質向上に取り組みます。

4 人権施策の充実

人権に関わる課題は、多岐にわたり、それぞれの課題が複雑に絡み合い新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化しています。そのため、庁内はもとより、法務局、大阪府等あらゆる行政分野の連携によって、人権相談、生活総合相談、女性相談などについて周知を行います。

また、今後新たに発生する人権課題などについても、すべての人々の人権を尊重し、 保障する視点に立って注視し、それぞれの問題の内容と実態に応じて適切に対応する よう努めます。

推進体制体系図





参考資料

1 世界人権宣言(昭和23年12月10日 国際連合総会採択)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、 理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形において も禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。 第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそ

そのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内 裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平 な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用 に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権 利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年12月6日公布・施行)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権 啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的と する広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及 び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消推進法) (平成25年6月26日公布、平成28年4月1日施行)

目次

第一章 総則(第一条一第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条一第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条一第二十条)

第五章 雑則(第二十一条一第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
 - 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(木の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- 二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - へ 会計検査院
 - 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立

行政法人をいう。口において同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 (独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する 法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する 地方独立行政法人 (同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。) をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人 を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であること に鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に 行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境 の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければなら ない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ー 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な 差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思

の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害する こととならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、 当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則 第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、 障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

- 第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を 行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に 関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当 該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る 事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関に より構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- ー 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その 他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表 しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処

する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、 公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消推進法)(平成28年6月3日公布・施行)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法 に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言 動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂 を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、相応しいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、 その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施 策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。
- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な 役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

(相談体制の整備)

- 第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、 これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとす る。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じね本邦外出身者に対する 不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ること ができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

- 第6条国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努

めるものとする。

(啓発活動等)

第7条国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

5 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)(平成 28 年 12 月 16 日公布・施行)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及7)的発

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院 法務委員会 (H28.11.16)】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院 法務委員会 (H28.12.8)】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう 努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因 を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。	

6 和泉市人権擁護に関する条例(平成9年8月1日公布・施行)

(目的)

第1条 この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等である」ことを定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定める世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権が保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もってすべての市民が誇りと期待をもってお互いを尊重し合いながら豊かさを共有する人間都市和泉市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 和泉市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 和泉市は、人権擁護に関する必要な施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。 (啓発活動の推進)

第5条 和泉市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権関係団体等との協力及び 人権啓発に係る指導者の育成強化等、啓発事業の推進及び組織の充実に努め、あらゆる差別を許さない 世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(意識調査等の実施)

第6条 和泉市は、前2条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 和泉市は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国及び大阪府並びに人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 和泉市は、第6条の調査その他人権擁護に関する重要事項を調査審議する機関として、和泉市 人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成9年8月1日から施行する。

和泉市人権教育·啓発推進計画

平成 29 年 12 月

発 行/和泉市 総務部 人権・男女参画室 〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 TEL番号:0725-99-8115 FAX番号:0725-45-3128